

（午前9時35分 開議）

議長（上田順康君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は30人で定足数に達しております。

議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上田順康君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において14番 中西峰雄君、19番 上垣内君、26番 谷川君の3人を指名いたします。

### 日程第2 一般質問

議長（上田順康君）日程第2 一般質問 を行います。

順番18、28番 橋川君の順番であります、都合により、橋川君を25番に変更し、順番、19番、2番 田中君を18番に繰り上げ、以下、順次繰り上げることにいたします。

順番18、2番 田中君。

〔2番（田中滋晃君）登壇〕

2番（田中滋晃君）おはようございます。  
災害発生時の自助・共助能力を上げるためにということで、幾つかの質問をさせていただきます。

災害が発生したときは間髪を入れず迅速に対応するのが、二次災害の危険性等の特殊な場合を除き、被害を最小限に抑える常道であります。発生場所に一番近い近所の人

作業を開始するのが最も有効であると言えます。これが自助、共助の始まりであると思うわけです。そのための基本的な知識と技術の習得のための訓練を行うのが必要になってきます。

つい先日、市営西ノ島団地でぼや騒ぎがありました。これは、おばあさんが湯を沸かそうとしていたところ、近くのプラスチック製の何かに引火して燃え上がりました。おばあさんの騒ぎを聞いた近所の方2人が駆けつけ、近くにあったバスタオルをぬらして炎を包み込んで、無事消火してくれました。もちろん、消防隊が到着したときには完全に鎮火しておいたわけです。

落ちついた対応に私は心からお礼を申し上げました。後日、お世話になった方にお会いしたときに、真っ黒なはながどれだけ出るのかなと思うほど出続けたと笑っていましたが、本当に最も有効な方法で処理してくれました。消防団員でもない彼らの知識と技術がモルタル塗りの1棟、4軒か5軒の長屋なんです、その市営住宅の財産を守ってくれたということです。

話は横道にそれましたが、それと、次に必要なのが情報です。事前の情報は有事への備えになり、事後であっても何か心に余裕を与えてくれるものです。市長の公約である安全と安心のまちづくりと合併協議会の確認事項である防災行政無線の早期設置を願うものがあります。

今期の予算の中に調整費が計上されているのは承知しています。15番議員への答弁も伺っています。が、17年3月時点で全国の市町村の同報系防災行政無線の設置率は70.1%だ

そうです。よそにあるから私も欲しいというおねだりではありません。市街地から離れた山間部にお住まいの方々に対しても、何か中心とつながったと大きな安心感を与えるものであると考えるものであります。

次、消防署と消防団との関連について伺います。

2番、火災発生時における消防団の出動基準はどうなっていますか。

また、3番、火災発生時における消防団への出動指令連絡方法はどうなっていますか。高野口地区につきましては、全域が伊都消防署よりの遠隔操作によるサイレン吹鳴によって出動していますが、これは、地区の特殊性、すなわち繊維企業が町内に散らばっているということ、そして、そこで使っている素材の原料が石油であるということ、ということは、まちじゅうに石油タンクが無数に散らばっているというふうに言えるわけであります。私も以前、繊維に携わっておりましたが、その当時からずっと考えていたのは、液体であれば危険物取り扱いの資格が要る、しかし、固体になればそれが不要ない、それが非常に不思議なことでありました。

次、4番、5月30日、和歌山県が発表した東南海・南海地震が同時発生したときの和歌山県の被害想定見直しを受けて、本市としての率直な感想をお聞かせください。

5番、自主防災組織への訓練指導について伺います。

本市の自主防災組織設立マニュアルは立派な内容のものであると思います。また、設立後の資機材購入に対する補助金制度も、自らを守るのは自分たちであると意識づけのための自己負担も適当と考えます。

ただ、気になるのは、設立発足後、届をしただけで終わりそうだということです。マニュアルの中の訓練メニューについて、果たし

てだれがどういう形で指導するのかということです。少なくとも年1回は行くべきであります。消防署だけではとても手が回らず、無理があると思われれます。

そこで消防団の出番だと思うのですが、いかがでしょう。団員さんはその地域の住民であるわけですから、個人参加でなく、班として参加され、指導を依頼するのはいかがですか。何事でもそうですが、自身の技量向上には、人様に教えることが一番の早道であると言われていています。団員さんは、圧倒的にアクティブな方が多いので、各種団体等に参加されているので、調整も大変かと思いますが、ぜひお願いしたいところです。当局の見解を聞かせてください。

6番、国民保護指針における有事の消防職員の責務と備えについて。昨年3月の政府の国民保護指針を受け、本年1月に和歌山県国民保護計画が閣議決定し発表されました。今定例会にも関連条例が2件上程されているところであります。

さて、この指針の中に消防職として位置づけられているのは、消防署の職員だけでなく、消防団員も含まれているということです。消防団に対する対策を伺います。

壇上からは以上であります。

議長（上田順康君）2番 田中君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）おはようございます。田中議員の一般質問にお答えいたします。

災害発生時の自助・共助能力の向上について申し上げます。

まず、防災行政無線の設置についてのおただしですが、現在、橋本市においては、広報車による広報活動により防災情報の提供を行うことになっておりますが、大規模災害時、

市民に防災情報を緊急かつ一斉に伝達する設備の整備など、迅速な対応が十分図れる対策が急務となっております。

災害時に住民の生命及び財産を守り、被害の拡大を防ぐには、災害発生に伴い発生するライフライン混乱時に刻々と変化する災害状況について、適切な情報を迅速に提供し合えるシステム整備を最優先として、最新のデジタル技術を導入した双方向通信が可能で、IT関連機器との接続性、将来の拡張性にすぐれた設備を平成18年度において経済的かつ効率的で先進的な総合防災情報システム整備の構築を進めるための基本設計を実施いたしてございます。また、地方財政、大変厳しい状況ではありますが、できるだけ早い時期に整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、県地震被害想定における本市の考え方についてであります。橋本市は、災害時における市民の安全確保及び財産の保全を図るとともに、災害による被害を最小限に食い止めることを主目的とし、災害に強いまちづくりに鋭意努力しているところでございます。

今後、この被害想定をもとに災害時における被災者に対する食糧や生活必需品、防災資器材など、必要最小限の種類、数量の備蓄に取り組んでいるところでございますが、今後も順次進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、災害発生時の被害の拡大を防ぐには、地域住民が主役となって災害に対し処する意識と知識を持ち、いざというときに行動できるよう、防災力を身につけていただくことが最も重要と考えてございます。防災知識の基礎講座、あるいは高齢者等の要援護者を対象に、災害発生時の対応方法、地域住民とのコミュニティづくりの大切さなど、自分たちで自分たちの地域を守るという考え方をもって、講習会による啓発活動をはじめ、

地域の防災力向上を図るために、自主防災会への補助制度を構築し、自主防災会設立の支援を進めてきたところでございます。

今後も市民に対する防災能力向上の啓発活動や自主防災組織に対する支援活動について積極的に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えいたします。

議長（上田順康君）消防長。

〔消防長（梶川英男君）登壇〕

消防長（梶川英男君）平成18年3月1日の新市発足に伴い、橋本市消防団は、10個分団総員585人体制をもって橋本方面隊、高野口方面隊として消防活動を行うことになりました。

ご質問のありました火災発生時における出動基準につきましては、合併以前に消防団を交えて出動体制のあり方を検討いたしました。それぞれの消防団の歴史及び考え方を尊重し、当分の間、合併前と同じ出動体制をとることといたしました。

橋本方面隊の管内にあっては、火災が発生した地区の分団が出動し、高野口方面隊の管内は全団員が出動を行うこととなります。消防本部といたしましては、この運用をしばらく行った後、団幹部を交えてさらに検討を行いたいと考えております。

次に、消防団の出動要請の方法でございますが、橋本方面隊においては、橋本市消防本部の指令装置を活用して自動的に電話回線で順次指令及び直接携帯電話等を通じての出動要請を行ってまいります。

次に、高野口方面隊につきましては、伊都消防本部からの操作により、高野口出張所のサイレンを吹鳴し、出動要請を行ってまいります。

消防団の出動要請は、迅速かつ多様な連絡方法が重要であることから、平成18年度にお

いて消防団の無線整備を行い、災害時における連絡体制の強化に努めてまいります。

次に、自主防災会の訓練指導につきまして、地区住民と密着した消防団の協力は不可欠であり、消防団員の力を借りながら消防職員及び防災関係職員が一致協力して住民の訓練指導に尽力したいと考えております。

続いて、武力攻撃災害時における消防が行う具体的な活動につきましては、これから作成される橋本市国民保護計画に基づき活動を展開することになりますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定されている内容から次の事項を行うことが考えられます。

まず最初に、武力攻撃があった場合は、国民保護法第97条第7項に「消防は、その施設及び人員を活用して国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない」と規定されていることから、消火、救急、救助活動を実施することになります。

また、同法第62条に「市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない」と規定されており、市長からの命令に基づき、市民の避難誘導の任につくことになります。

さらに、危険物に係る被害を防止することが同法103条に規定されていることから、危険物の被害防止処置を命じたり、危険物取扱所の警備強化を求めたり、一時停止や各種制限を命ずる任務を行う必要があると考えております。

以上の点を踏まえ、橋本市国民保護計画が作成された後は消防職団員が一致協力して研修と訓練を実施し、市民の安全確保に努める所存であります。

議長（上田順康君）2番 田中君、再質問ありますか。

2番 田中君。

2番（田中滋晃君）市長及び消防長から非常においしいお話を伺ったんですけども、消防長、3番の消防団への出動指令なんですけれども、今は有線電話もしくは携帯電話での連絡と。これにつきましても、各分団の責任者だけへの連絡ということで理解してよろしいんですか。

議長（上田順康君）消防本部次長。

〔消防本部次長（大西洋二君）登壇〕

消防本部次長（大西洋二君）旧橋本市と旧高野口町の状態の中で分かれるわけですが、旧高野口町につきましては、先ほど消防長説明したとおり、伊都消防からの高野口出張所へ有線で伝達するサイレンがございます。それが高野口出張所で一齐に鳴りまして、それで具体的な出動場所等につきましては、今現在、高野口町に伊都消防と同じ消防無線が配備されております。具体的な場所をそれで聞いて出動するということになってございます。

橋本市につきましては、議員おっしゃられるとおり、順次指令をもって団幹部に連絡すると、また、状態によっては班長まで連絡するという形をとってございます。

以上です。

議長（上田順康君）2番 田中君。

2番（田中滋晃君）橋本方面隊につきまして、言うてみたら1人への連絡というふうなことになっていると思うんですよ。そこからの招集等の時間のずれというんですか、そこら辺は十分考えられると思うんです。

私、火災につきましては、毎秒、その規模が倍々に広がっていくというふうに考えております。ということで、団員さん全員に同時に発信できればいいわけじゃないですか。もちろん、個人情報保護法の関係もございませ

けれども、同意してくれる団員さんだけでも、例えば携帯メールでの一斉発信というふうなことを検討なさってはいかがでしょう。

これにつきましてもそんなに経費のかかるもんじゃないし、そしてまた、有事の火災発生中に電話等で「これが出なかった」「この人出なかった」というような格好で、順次司令室から連絡していくにつけて、司令室の人員もそんなに潤沢にあるわけじゃないですから、現場との、また、署の消火隊との連絡等で舞々しているところでそういうようなことをするというのも非常にロスが大きいんじゃないかなというふうに思うわけです。

携帯メールの一斉送信というふうなことにつきましても、近くでは例えば河内長野市であるとか、かつらぎ町であるとかというふうな形で実際に運用なさっているところもあるわけですから、これは早急に検討されて実施されるのがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

議長（上田順康君）消防本部次長。

消防本部次長（大西洋二君）この件につきましても一度検討したことはあったんですけども、携帯電話につきましても、個人の電話機という中で、そこへメール入れてある人もおれば、入れてない人もおるような形の中で、また、手数料の問題も含めまして、再度、一考を要するなという形の中で、当然、この国民保護法の計画に基づいてでも何らかの形で一斉に出動していただくという形がベストかと思っておりますので、再度、前向きに検討させていただくということでご理解願いたいと思います。

議長（上田順康君）2番 田中君。

2番（田中滋晃君）今、現実にお近くで携帯メールを使う指令ということにつけて実用化されて効果を上げているというふうな何っていますので、火災保険を掛けていると思っ

たら非常に安い経費やと思っておりますので、その通信料ですね。だから、前向きに検討していただけたらというふうに思います。

続きまして、4番の東南海・南海地震が同時発生時の和歌山県の見直しということにつきまして、5月30日の毎日新聞夕刊によりますと、前半は津波等の部分なんですけれども、本市にかかわる部分で後半部に、中央構造線による地震では兵庫県の淡路島南沖から和歌山、奈良、県境までの活動で最大10万5,000棟から13万7,000棟が全壊、消失、避難者は約32万人に上り、死者は4,600人としたと。

これは最悪の事態を想定した上での数値であると思うわけなんですけれども、中央構造線による地震ではということ素直に読ませていただいたら、紀の川の右岸、すなわち紀の川の北側、少なくとも和歌山県内のうち和歌山市から橋本市までは全部いかれてしまうよというふうな意味合いではないかと理解されるわけです。もちろん、県としても防災対策アクションプログラムを見直すというふうなことでは言っていますけども、やはり私、この新聞記事を読んで、実は毎日ものすごい怖いんです。私も紀の川の北側で中央構造線に非常に近いところに住んでおりますので。

笑い事で済めば非常にめでたいことなんですけれども、少なくともここまでいなくても相当な被害が想定されるということで、本市における対応というふうなことも十分に考えておく必要があるんじゃないかと思っております。大きなこんな話で答弁してくれと言っても、これはとても想定外であるということで無理だろうと思っておりますので、これについては結構です。

自主防災組織への訓練指導ということで、先ほど消防長のほうから、団を中心として署及び消防職員が応援するというふうなことで指導していただけるとおっしゃっていただけ

ましたけども、本当に団の方には大変なお世話をかけると思うんです。

私も昔消防団に所属しておりました。私の所属しておりました部では、年に3回ないし4回、受け持ちの地区内の自治会の消火訓練ということで参加させていただいて、地域の方への、例えば消火栓を使ったホース延長及び放水の仕方というふうな形の初期消火の方法、そしてまた、伊都消防にお願いして消火器の基本的な扱い方の実地訓練を繰り返してやってきました。私の知っている自治会では、ここ30年ほどの間、年に1回、自治会の年中行事という形で位置づけられて、毎年消火訓練をやっておられる自治会もあります。

ということで、団員の方々、本当に大変やと思います。思いますけども、これをしないことには、橋本市の自主防災会、せっかく組織されたものが絵にかいたもちで終わってしまうんじゃないかというふうな危惧を抱くわけです。そこら辺の回数等につきましても、団としてもいろいろ問題はあるかと、都合もあろうかと思えますけれども、そこらにつきましても、消防署としましても、やっぱり団幹部との話し合いの中で積極的な出動要請をしていただけたらというふうに思うんですが、いかがでしょう。

議長（上田順康君）消防本部長。

消防本部長（大西洋二君）当然、火災にあっては初期消火が最も重要でございます。その流れの中で地域に密着した消防団が地域の訓練指導を行うということについては、こちらからもお願いして指導すべきじゃないかとも思いますし、それも含めまして、今後、消防団に対して地域の訓練指導についての説明等々を行って、積極的に地域に入りたいという形で説明していきたいと、かように思います。

議長（上田順康君）2番 田中君。

2番（田中滋晃君）ありがとうございます。ぜひ、そのような形で進めていただけますようお願いいたします。

6番につきまして、先ほど消防長のほうからも説明いただいたわけですが、和歌山県国民保護計画によりますと、「消防団の拡充、活性化の推進。消防団は避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県は市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団にかかわる広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、県は市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促進する」というふうな形で明記されております。

そしてまた、自主防災組織についても消防団と似た形の要望をされているわけです。ですから、この保護計画における有事の際の対応については、やはり、はっきりと消防団に対しても、その趣旨説明から責務説明というところもするべきやと思うんですけれども、それについてはいかがでしょう。

議長（上田順康君）消防本部長。

消防本部長（大西洋二君）おっしゃられることはごもつものことでございます。

ただ、国民保護計画が策定し次第、消防としても何らかの形で要綱等をもって活動の方法等々を決めていかなければならんと思えますので、それに基づいて対応して行って、その計画は計画で各団員なり職員に指導していきたいと、かように思っております。よろしくお願いいたします。

議長（上田順康君）2番 田中君。

2番（田中滋晃君）私、今までべらべらと消防団のことをしゃべってまいりました。議員さんの中にも3名の現職の消防団員さんが

おられます。非常に失礼な形であったかというふうに思うんですけども、今回の質問の流れの中で、私なりの結論としましては、災害発生時の自助・共助のスタートは消防団が握っているんだと言っても過言でないということであります。団員さんへの期待と負担がどんどん大きくなってきています。当局にはより一層、消防団へのバックアップをお願いいたすものであります。

そしてまた、最後に要望なんですけれども、今回、調査中に気になることがございました。庁内の組織で施策について関連のある部課は、縦割りではなく横断的にやっていただきたいというところがあります。これは要望でありますので、よろしく願いいたします。

質問を終わります。

議長(上田順康君)これをもって、2番 田中君の一般質問は終わりました。